

## 2 退所が必要になる場合

入所された時は**お元気でも、その後に**日常生活能力や知的能力が**衰える**ことがあります。  
加齢や病気が原因による**衰え**は、個人差はあっても**だれも避けることはできません**。  
また、**入所前に想定**していたより、**実際に入所すると状態が悪くなっている**場合があります。  
**大変残念ながら、次のような状態になると、他の施設へ転所しなければなりません**。

### (1) 前頁の(1)から(5)までのいずれかに該当するようになった場合

前頁の「入所の条件がある理由」のとおり、**特養・老健等へ転所が必要**になります。  
転所にあたっては、**本人とご親族の入所申込が必要**になります。  
**長寿園**は施設の情報提供はしますが、**入所の申し込みをすることはできません**。

### (2) 入院期間が3ヵ月を超えた場合

入院期間が3ヵ月を超えると、法令により**園に籍がなくなります**。(特養も同じです。)  
余命宣告、意識不明等、当初から**復帰が困難**な場合は、**入院日から退所**となります。

## 3 通院・入院について

### (1) 通院は公共交通機関等を使って自力で行っていただきます。

**園の送迎はありません**。自ら通院できない場合は**ご家族に行っていただきます**。  
ただし、**内科医の週1回、眼科医と精神科医の月1回の往診**を利用できます。

### (2) 入院や手術が必要な場合について

園から**緊急入院**の場合は、**職員が救急車に同乗し、ご家族に緊急連絡**します。  
園は、**手術の同意や入院の保証人等には一切なれません**。**ご家族の署名が必要**です。  
また、入院の際の**着替えの持ち・返り、洗濯**などは、**ご家族に**していただきます。

## 長寿園入所は、ゴールではありません。施設での生活のスタートです。

上記2や上記3のとおり、**年齢や身体等の状況に応じて、適した施設を選ぶことが必要**です。  
また同じ施設にいても、**通院や入院により、ご家族との関りは異なっていきます**。  
このように、**入所者とご家族の関りは、変化はしますが、なくなることはありません**。  
**施設入所を希望されるご本人及びご家族の方は、このことを十分ご理解ください**。

## 4 要介護認定について

養護老人ホームは、必要な指導や訓練等を行う施設でもあります。  
未認定の方は、**指導や訓練等がどの程度可能か、要介護認定**を受けていただきます。  
また、**心身の機能の維持向上のためにも、デイサービス・ヘルパーの利用は必要**です。  
なお、**介護サービス**を利用した場合は、**収入に応じて自己負担が減額**されます。